

## 代替フロン(HCFC)の規制スケジュール

代替フロンのHCFCは、オゾン層破壊係数がフロン113よりも小さいがゼロではなく、オゾン層に与える影響を無視できないため、第7回モントリオール議定書締約国会合において、削減経過の規制強化と一部を除いて2020年全廃が決定されました。

フロン 113 (特定フロン) ＜基準年 1986 年＞	1, 1, 1- トリクロロエタン ＜基準年 1989 年＞	HCFC (代替フロン) ＜基準年※ 1989 年＞
1989 年 7 月 1 日以降 100% 以下		
	1993 年 1 月 1 日以降 100% 以下	
1994 年 1 月 1 日以降 25% 以下	1994 年 1 月 1 日以降 50% 以下	
1996 年 1 月 1 日以降 0% (全廃)	1996 年 1 月 1 日以降 0%(全廃)	1996 年 1 月 1 日以降 100% 以下
		2004 年 1 月 1 日以降 65% 以下
		2010 年 1 月 1 日以降 35% 以下
		2015 年 1 月 1 日以降 10% 以下
		2020 年 1 月 1 日以降 0%(全廃)

注1) 表中のパーセント(%)は、各洗浄剤の基準年における生産量を100%として、その年における各洗浄剤生産量の割合を示しております。

注2) フロン113および1, 1, 1-トリクロロエタンは、1995年末に製造中止となりました。

注3) HCFCの規制基準年と遵守事項

※消費量基準=(HCFCの1989年の消費量)+(特定フロンの1989年の消費量×2.8%)

- ・ HCFCの用途は、より環境に適切な他の代替物質又は代替技術が得られないものに限定する。
- ・ HCFCの用途は、人命又は人の健康を保護するための極めて限られた場合を除くほか、CFC、特定ハロン、四塩化炭素、トリクロロエタン、HCFC、HBFC、が現在使用されている用途以外の用途に使用しない事。
- ・ HCFCの用途を選択する場合には、オゾンの破壊を最小限にするように、かつ、他の環境、安全及び経済上の考慮にも適合するように使用する事。

最新の情報はお確かめ下さい